

令和6年度 徳島県薬物乱用対策事業推進方針

今般、警察庁が発表した令和5年における組織犯罪の情勢によると、令和5年中の薬物情勢として、薬物事犯の検挙人員は1万3,330人と前年よりやや増加した。

このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は5,914人と前年よりやや減少したが、大麻事犯の検挙人員が6,482人と過去最高値を更新するとともに、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。

また、大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからず、引き続き大麻乱用期の渦中にあると言える。

そして、平成27年に一度は壊滅に至らしめた危険ドラッグの販売店舗が再出現し、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグも見られ、青少年を含め、全国でそれらを摂取したことによる健康被害も発生している。

なお、覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向を示しているものの、検挙人員、押収量ともに依然として高水準で、根強い覚醒剤需要について憂慮すべき事態は続いている。

また、近年、風邪薬や咳止め薬などを本来の効能効果ではなく、精神への作用を目的として、適正な用法用量を超えて大量に服用する「オーバードーズ」が若年層を中心に拡がりつつある。

本県においては、薬物事犯の検挙人員は27人と前年よりやや減少したが、その約6割を大麻事犯が占めている。大規模な密売組織は認められないものの、薬物乱用者の多くは規制薬物の供給を県外の密売組織に求めており、手渡しでの直接取引も散見されるが、インターネットを利用した非面接方式が主流となっている。

これらの背景として、インターネット環境の普及により、薬物に関する誤った情報が氾濫し、スマートフォン等を利用して容易に薬物を入手し得ることが挙げられる。

若年層を中心とする薬物乱用拡大が強く危惧され、特に大麻乱用期への重点的、総合的な対策強化が必要である。このような状況を踏まえ、本県においても、政府の「薬物乱用防止五か年戦略」及び本県の「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」を踏まえ、各機関と緊密に連携し、次の方針により薬物乱用対策を推進する。

方針1 若年層に重点を置いた広報、啓発及び教育等を通じた全世代への薬物乱用未然防止の推進

全国的に若年層の大麻事犯の検挙事例が発生しており、初犯者率も高く、更なる薬物乱用へのきっかけとなると言われている。その背景には、インターネットによる「大麻等の使用は有害ではない」との誤った情報の氾濫や、周囲からの「誘い」の影響が大きいとされている。

また、市販薬については、誰でも情報に接しやすく、体験談等も流布され、軽い気持ちで乱用に陥りやすい状況とも指摘されている。

引き続き、薬物乱用の拡大を防ぐため、薬物の最新知見や状況について関係機関での積極的な情報共有、連携強化を図り、特に、若年層に対する薬物乱用防止教育、動画やweb広告等も活用した啓発活動を充実させる。

また、薬物乱用防止指導員と協働で、地域に密着した啓発活動を推進する。

これらの取組を、薬物乱用防止運動月間等のキャンペーン期間においては更に重点的に実施し、そして若年層から全世代へ、官民一体となって展開する。

- (1) 学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実
 - ア 児童・生徒等への薬物乱用防止教室の開催
 - イ 教職員への薬物乱用防止教育研修会の開催
 - ウ 大学での薬物乱用防止啓発活動の展開
- (2) 地域に根ざした薬物乱用防止に関する啓発活動の推進
 - ア 薬物乱用防止指導員等が地域で行う啓発活動への支援
 - イ 大学生等若年層の主体的、自主的な薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 動画やweb広告等を活用したデジタルネイティブ世代への広報の推進
- (4) 多様化する薬物、特に若年層の乱用が危惧される大麻や市販薬の正しい知識についての啓発強化
- (5) 薬局等における医薬品適正使用のための情報提供
- (6) 各種運動月間、キャンペーン期間等における重点的な啓発
- (7) 各種啓発資料の作成・配布、各機関での共有

【主な各種運動・月間等】

- ・不正大麻・けし撲滅運動（５月～６月）（厚生労働省）
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（６月２０日～７月１９日）（厚生労働省）
- ・薬物乱用防止広報強化期間（６月～７月）（警察庁）
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間（７月）（こども家庭庁）
- ・“社会を明るくする運動”強調月間（７月）（法務省）
- ・再犯防止啓発月間（７月）（法務省）
- ・秋の取締強化期間（１０月）（税関）
- ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（１０月～１１月）（厚生労働省）
- ・子供・若者育成支援強調月間（１１月）（こども家庭庁）
- ・その他各機関イベント（「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動等）

方針２ 取締り・指導の徹底

本県でも毎年、大麻事犯や覚醒剤事犯が発生しており、密売事犯や薬物乱用事犯は未だに根絶には至っていない。引き続き、薬物密売組織に対する取締りを強化するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。

医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、医療機関等への立入検査、指導を行う。

再出現した危険ドラッグの販売店舗に対しては、捜査機関による立入検査、店舗に近寄らせないための注意喚起の両方の視点で、粘り強く対応していく。

- (1) 組織犯罪対策の推進
- (2) インターネット利用等巧妙化する密売方法への対応
- (3) 末端乱用者に対する取締りの徹底
- (4) 医療用麻薬、向精神薬等の正規流通の監督の徹底
- (5) 多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- (6) 販売店舗への立入検査等の危険ドラッグ対策

方針３ 薬物密輸入阻止のための水際対策

最近の密輸入事犯・押収量は増加傾向で、国内に薬物が蔓延している状況がうかがえる。その背景には、国内における根強い薬物需要があると考えられ、今後も薬物の密輸・密売等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念される。引き続き関係機関は緊密に連携し、水際対策を推進する。

- (1) 密輸入等の情報収集・密輸入取締体制等の強化
- (2) 関係機関で連携した県下各港湾、沿岸海域における取締りの徹底

方針４ 薬物乱用者の社会復帰支援及び薬物関連相談窓口体制等の充実

薬物乱用者に対する治療や社会復帰に係る支援等、再乱用防止に取り組む。
合わせて、薬物乱用に悩む本人及び家族等からの相談に応じるため、各機関の機能を最大限に発揮できるよう一層緊密に連携し、相談体制の充実を図る。

- (1) 薬物依存・中毒者に対する治療の充実及び薬物乱用者の社会復帰の支援
 - ア 受刑者・保護観察対象者に対する断薬指導
 - イ 保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等に対する支援
 - ウ 被収容少年に対する啓発活動
- (2) 薬物乱用者に対する地域支援の円滑な実施のための
薬物治療を行う医療機関や地域の関係機関・団体間における連携強化
- (3) 薬物乱用者の家族に対する支援等
- (4) 薬物関連相談窓口の周知強化

【主な薬物関連相談窓口】

- ・ 徳島県精神保健福祉センターでの個別相談：088-602-8911
- ・ 四国厚生支局麻薬取締部での個別相談：087-823-8800
- ・ 薬物１１０番：088-653-4444 (徳島県県警本部内)
- ・ 密輸ダイヤル：0120-461-961 (税関)
- ・ ヤングテレホン：088-625-8900 (徳島県警察少年サポートセンター内)
- ・ 相談ホットライン：088-622-7500 (徳島市青少年育成補導センター)
ほか各地区の青少年補導センター
- ・ 薬物関連相談総合窓口：088-621-2233 (徳島県薬務課)
- ・ その他各種相談窓口一覧：別添「ひとりで悩まないでSOSダイヤル」

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

方針1 若年層に重点を置いた広報、啓発及び教育等を通じた全世代への薬物乱用未然防止の推進

若年層に重点を置いた広報、啓発及び教育の推進

- 各種掲示等による啓発（四国厚生支局麻薬取締部、県警察本部、県薬務課等）
- 薬物乱用防止指導員による啓発活動（県薬務課）
- 運転免許更新者等への薬物乱用防止の啓発（県警察本部、県薬務課）
- 薬物乱用防止啓発DVD、薬物乱用防止啓発パネル等の貸出（各機関）
- 動画配信やweb広告を活用した広報啓発（県警察本部、県薬務課）
- 薬物乱用防止教室（県薬剤師会、県教育委員会、県警察本部、県薬務課等）
- 各種研修、学校等への講師派遣（各機関）
- 薬物乱用防止教育研修会（県教育委員会）
- PTA等への啓発（県教育委員会）
- 生徒指導連絡協議会・学校訪問、健全育成協議会・健全育成活動（県青少年補導センター連絡協議会）
- 長期休暇（春・夏・冬）に際した指導、啓発（県教育委員会）

各種運動・月間等の実施

- 不正大麻・けし撲滅運動（四国厚生支局麻薬取締部、県警察本部、県薬務課）
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（四国厚生支局麻薬取締部、県警察本部、県薬務課）
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（四国厚生支局麻薬取締部、県薬務課）
- 薬物乱用防止広報強化期間（県警察本部）
- 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動（県青少年・こども家庭課、県警察本部、県教育委員会）

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

方針2 取締り・指導の徹底について

- 麻薬・覚醒剤事犯の取締り（四国厚生支局麻薬取締部、県警察本部）
- 麻薬取扱者等に対する監視・指導（四国厚生支局麻薬取締部、県薬務課）
- 不正大麻・けしの取締り（四国厚生支局麻薬取締部、県警察本部、県薬務課）
- 危険ドラッグの販売業者への立入検査（四国厚生支局麻薬取締部、県薬務課等）
- 四国地区麻薬取締協議会（四国厚生支局麻薬取締部、神戸税関小松島税関支署、徳島海上保安部、県警察本部、県薬務課）

方針3 薬物密輸入阻止のための水際対策

- 薬物密輸入に対する情報収集及び取締り（神戸税関小松島税関支署、徳島海上保安部、県警察本部、四国厚生支局麻薬取締部）
- 薬物及び銃器取締強化期間（神戸税関小松島税関支署）
- 年末特別警戒等広報啓発の実施（神戸税関小松島税関支署）

方針4 薬物乱用者の社会復帰支援及び薬物関連相談窓口体制等の充実

- 依存症、薬物等に関する相談（県精神保健福祉センター）
- 薬物関連相談（四国厚生支局麻薬取締部、県薬務課、県保健所等）
- 薬物110番、ヤングテレホン（県警察本部）
- 密輸ダイヤル（神戸税関小松島税関支署）
- 相談ホットライン（県青少年補導センター連絡協議会）
- 受刑者、保護観察対象者に対する断薬指導等（徳島刑務所、徳島保護観察所）
- 在所者に対する啓発（徳島少年鑑別所）
- 薬物中毒対策会議（四国厚生支局麻薬取締部）
- 地域支援連絡協議会、引受人・家族会（徳島保護観察所）
- 再犯防止推進協議会（県消費者政策課）

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

神戸税関小松島税関支署	令和5年度実績	令和6年度予定
出前授業・税関講座 小松島市内小学校、徳島市内大学の出前講座で麻薬の密輸入の実態や薬物乱用の恐ろしさを説明。	5月・6月・10月	通年
特別警戒、取締強化 小松島みなと合同庁舎に年末特別警戒実施中、取締強化中の懸垂幕を掲示する。また、ケーブルテレビや市広報誌に、密輸防止や情報提供を呼びかけるメッセージを掲載する。	12月	5月・12月
3機関合同キャンペーン みはらしの丘あいさい広場にて、小松島警察署・徳島海上保安部・小松島税関支署の3機関で、一般市民に対して取締りへの協力を要請するほか、啓発資材を配布する。	12月18日	秋頃
情報収集、広報啓発 港湾関係団体や県内漁協等に対して取締りへの協力を要請。市町広報誌での啓発。	通年	通年
不正薬物取締り 徳島・小松島港に入港する外国貿易船に対して徳島海上保安部、徳島県警と合同で船内検査を実施。	通年	通年

徳島海上保安部	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物密輸入に対する水際取締り（徳島・美波） 徳島小松島港、橘港等に入港する外国船舶に対し、税関・警察と合同又は当部単独で立入検査を実施。	通年	通年
密輸水際防止合同キャンペーン（徳島） 小松島市所在の「あいさい広場」において、税関・警察と合同で、市民に対してキャンペーンを実施。	12月18日	秋頃
四国地区麻薬取締協議会 関係機関と情報共有、連携を図る。		6月20日

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島保護観察所	令和5年度実績	令和6年度予定
断薬指導 覚醒剤や大麻などの使用事犯により保護観察を受けている者に対し、面接による断薬指導のほか、任意による簡易薬物検出検査を実施する。	通年	通年
薬物再乱用防止プログラムの実施 覚醒剤や大麻などの使用事犯による仮釈放者、保護観察付執行猶予者、少年院仮退院者、保護観察処分少年に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む。）を実施。 管内の更正保護施設が薬物依存等からの回復にかかる特定補導の実施施設に登録されており、同施設に対して、薬物依存等からの回復に係る特定補導について積極的に委託する。	通年	通年
薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの実施 法務省及び厚生労働省が共同で取り組んでいる「医療・福祉機関との連携」「ダルク等との連携」等を取り入れた保護観察を実施する。当庁では徳島ダルクを自立準備ホーム及び薬物依存回復訓練施設として登録しており、必要に応じて国費による委託を実施する。 また、薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の充実強化や息の長い支援を図るため、精神科医療機関等と連携し、保護観察対象者の同意を得て通院等指示を行い、治療や支援の状況等を適切に把握する。	通年	通年
関係機関による連絡協議会の実施 改正更正保護法に基づく保護観察所による地域援助として、再犯防止推進のための地域支援ネットワーク構築に取り組み、地域における薬物依存症に関する課題の共有や課題への対応方法等の検討を通じ、薬物治療を行う医療機関との連携を深め、地域の関係機関との連携の強化を図る。	7月31日	7～8月頃
薬物依存事犯者引受人会の実施 藍里病院や一般社団法人ARTS（薬物依存症家族会）の協力を得て、引受人（家族）等に対して、薬物依存症への理解を深めてもらうほか、関係機関の相談窓口や病院・ARTSが主催する家族会の情報などを提供する。	12月5日	四半期ごと

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島少年鑑別所	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物乱用防止指導 在所者に対して、薬物乱用防止に関するDVD視聴や、職員の講話に参加する機会を与える。	通年	通年
薬物乱用防止に係る研修、講演等 依頼に応じて薬物乱用防止に関する研修や出前授業を実施する。	通年	通年

徳島刑務所	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物依存離脱指導 麻薬、覚醒剤、その他の薬物に依存がある受刑者に対し、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自身の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。 （ワークブックの指導を中心とした必修プログラム、グループ形式での指導を中心とした専門プログラム、個別面接等を中心とした選択プログラム）	通年	通年

四国厚生支局麻薬取締部（その1）	令和5年度実績	令和6年度予定
1 啓発活動		
(1)麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 ポスター、リーフレットの掲示、配布を行う。 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会に参加する。	通年 11月21日（高知）	通年 11月14日（鳥取）
(2)研修等への講師派遣 管内の乱用防止地区大会、各種団体研修、小中高校薬物乱用防止教室に職員を派遣し、啓発に努める。 ○令和5年度実績：21団体3,950人	通年	通年

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

四国厚生支局麻薬取締部（その2）	令和5年度実績	令和6年度予定
2 取締活動等		
(1)医療用麻薬、向精神薬等の監視・指導 管内各県と合同で、麻薬診療施設等に対し立入検査を実施。その中で違反が確認された案件については捜査に移行。正規流通麻薬、向精神薬等の適正な流通確保、事故防止に努める。令和5年度は危険ドラッグ販売店舗に対しても立入検査を実施し、検査命令、販売等停止命令を実施。	通年	通年
(2)麻薬・覚醒剤等事犯の取締り 大麻事犯が増加している現状を踏まえ、組織的な薬物密売事等の大麻事犯の摘発を強化する。また、管内の危険ドラッグ販売店舗について監視を強化し、法令違反が確認された場合には厳正に対処する。 令和5年度については、関係機関と合同捜査により組織的な覚醒剤製造事犯を検挙したり、大麻事犯を検挙すると共に薬物犯罪収益を没収するなど、36件35名を検挙した。	通年	通年
(3)関係機関との連携強化 管内取締機関との連携強化・情報交換のため四国地区麻薬取締協議会を開催。	6月22日（愛媛）	6月20日（高知）
3 再乱用防止対策・薬物中毒対策		
(1)相談業務 面談や電話により、薬物乱用者やその家族等周辺者からの相談に対応する。	通年	通年
(2)再乱用防止対策 麻薬取締部で検挙した者及び地方検察庁・保護観察所等外部機関から引き継ぎを受けた薬物乱用者等に対し、再乱用防止支援員が支援にあたる	通年	通年
(3)薬物中毒対策 関係機関との情報共有・連携強化を図るため、中毒者対策会議及び再乱用防止対策講習会を開催。	11月8日（徳島）	10月29日（山口）

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県医師会	令和5年度実績	令和6年度予定
タバコと健康についての授業（徳島工業短期大学1年生） ～Withコロナ時代におけるタバコの危険性について～	6月28日	6月26日

徳島県薬剤師会学校薬剤師部会	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物乱用防止教室への講師派遣 小・中学校等での薬物乱用防止教室に、学校薬剤師を講師として派遣。	通年	通年

徳島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物乱用防止教室 小・中・高校等において、警察職員が薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性や有害性を説明するなどして正しい知識を身に付けさせ、薬物乱用防止に努める。 ○令和5年度実施数： 小学校43校（延べ1,279人）、中学校51校（延べ3,692人）、高校26校（延べ4,419人）、 その他7校（延べ387人）、合計127校（延べ9,777人）	通年	通年
薬物乱用防止広報啓発活動 少年の非行防止キャンペーン等にあわせて、薬物乱用防止啓発パネルの掲示や、薬物乱用防止チラシの配布を行う。 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動（7月～8月頃）にあわせて、地域での各種会合等で、青少年の薬物乱用状況等を説明し、防止に向けた広報啓発を行う。	通年	通年

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県警察本部刑事部捜査第二課	令和5年度実績	令和6年度予定
不正大麻・けし撲滅運動への協力 ポスター、リーフレットの掲示及び配布等を行う。	4月1日～6月30日	4月1日～6月30日
薬物乱用防止広報強化期間 街頭キャンペーン、SNSやラジオ等、各種広報媒体や機会を活用した効果的な広報啓発活動を行う。	6月1日～7月31日	6月1日～7月31日
「ダメ。ゼッタイ。」普及活動への協力 街頭キャンペーンに参加し薬物乱用防止の啓発に努める。	6月20日～7月19日	6月20日～7月19日
薬物乱用防止等に関する講演 各種会合、講演に講師を派遣し、薬物情勢及び薬物乱用防止に関する講話を行う。	通年	通年
広報啓発活動の実施 各種会合、イベント、キャンペーン等において、薬物乱用防止広報啓発活動を実施する。	通年	通年
四国地区麻薬取締協議会 海上保安庁、検察庁、税関、県、四国厚生支局等の職員が出席する会議に参加して情報交換、共有等を行い、関係機関との連携強化を図る。	6月22日	6月20日
覚醒剤等薬物事犯の取締り ○令和5年度検挙数： 覚醒剤取締法違反11件6名、大麻取締法違反25件14名、麻薬及び向精神薬取締法違反10件7名、医薬品医療機器等法違反（危険ドラッグ）2件0名、毒物及び劇物取締法違反1件3名 ○令和5年度押収量： ・覚醒剤0.862g ・大麻286.919g 17本（内訳：乾燥大麻286.514g、大麻草17本、電子たばこ用大麻濃縮物0.465g） ・麻薬（コカイン）0.038g	通年	通年

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県青少年補導センター連絡協議会	令和5年度実績	令和6年度予定
学校訪問 小中高校に対し、薬物乱用防止に関する教育活動を依頼、指導の要請。	5～6月・9～10月	5～6月・9～10月
各地区健全育成協議会総会等 県内各地区において、現状報告と薬物乱用防止啓発活動を実施。	5～6月	5～6月
生徒指導連絡協議会 県内各学校等において、現状を報告し、指導を要請。	6～7月	6～7月
視聴覚教材の貸し出し 各補導センターにおいて、啓発DVD等を各学校へ貸出し	通年	通年
健全育成活動 県内各地区において、広報啓発を実施。	通年	通年
相談電話 各補導センターにおいて、個別相談に応じる。	通年	通年

徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課	令和5年度実績	令和6年度予定
夏季休業日中、冬季休業日中、学年末・学年始休業日中における児童・生徒の指導について通知 小・中・高・特別支援・中等教育学校において、喫煙・飲酒禁止の趣旨等を理解させ、家庭や地域社会との連携のもとに、喫煙・飲酒防止を徹底する。心身への危険性があり、重大な犯罪となる薬物乱用の未然防止に努める。	7月上旬・11月下旬・3月上旬	7月上旬・11月下旬・3月上旬

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県教育委員会体育健康安全課	令和5年度実績	令和6年度予定
薬物乱用防止教室の開催 小・中・中等（前期）・高・中等（後期）・特別支援学校の児童生徒を対象に喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導を警察職員・学校薬剤師・保健所職員等が実施。	通年	通年
徳島県薬物乱用防止教育研修会 薬物乱用防止教室等を担う小・中・中等（前期）・高・中等（後期）・特別支援学校教職員、警察職員、学校薬剤師を対象にオンラインで講義を実施。	10月6日	10月4日

徳島県教育委員会生涯学習課	令和5年度実績	令和6年度予定
とくしま家庭教育のつどいでの啓発 とくしま家庭教育のつどいにおいて啓発パンフレットを配布。	10月22日	10月27日

徳島県危機管理部消費者政策課	令和5年度実績	令和6年度予定
再犯防止に関する相談窓口設置（徳島県社会福祉事業団に委託） 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、抱える悩みや課題等を相談できる窓口を設置することにより、再犯の防止を図る。	7月1日新設	通年
再犯防止推進協議会の開催 再犯防止関係機関で構成した再犯防止推進協議会において、犯罪をした者等を支援するための課題等の情報共有や「徳島県再犯防止推進計画」について検証する。令和6年度は同計画の改訂について検証する。	11月30日	調整中
徳島県再犯防止推進計画の改訂 再犯防止推進協議会での検証やパブリックコメント等を踏まえ、徳島県再犯防止推進計画を改訂し、再犯防止施策を総合的に推進する。		調整中
再犯防止に関する研修会 市町村職員等を対象とする再犯防止への理解を深めるための研修会を開催する。	4回開催	調整中

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県こども未来部青少年・こども家庭課	令和5年度実績	令和6年度予定
青少年関係団体への啓発 青少年関係団体へ薬物乱用防止啓発リーフレットを配布。	通年	通年
イベントで薬物乱用防止啓発リーフレット等を配布 社会を明るくする運動”及び「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動合同オープニングセレモニー 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会 などのイベントで配布。	通年	通年

徳島県保健福祉部健康寿命推進課	令和5年度実績	令和6年度予定
精神保健相談 各保健所において、嘱託医及び保健師による相談を実施。 ○令和5年度相談件数： ・保健師による電話相談 本人からの相談2件、家族からの相談3件、関係機関からの相談8件 ・保健師による面接相談 関係機関からの相談4件	通年	通年
出前講座、啓発活動 小・中学校等で出前講座を実施し、たばこ・アルコール・薬物に関する正しい知識の普及を図る。 商業施設、関係機関、学校文化祭等において、啓発資材の配布や設置を実施する。	通年	通年
徳島県依存症等対策推進会議 アルコール健康障がい、ギャンブル等依存症及び薬物依存症等への対策に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、徳島県依存症等対策推進会議を開催する。		8月20日

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県精神保健福祉センター	令和5年度実績	令和6年度予定
特定相談（依存症） 専門医による来所相談を実施。 ○令和5年度相談件数：35件	第2・第4月曜	第2・第4月曜
薬物相談 職員による電話・来所相談を実施。 ○令和5年度相談件数：電話6件、来所1件 関係機関への技術支援を実施。 ○令和5年度支援件数：延べ10件	通年	通年
徳島ダルク支援会議 ダルクメンバーと関係者による支援協議やフォーラム打合せ等の会議を開催。令和5年度は6回開催。	通年	通年

徳島県保健福祉部薬務課（その1）	令和5年度実績	令和6年度予定
不正大麻・けし撲滅運動 啓発用リーフレット等を配布し、不正栽培又は自生大麻・けしに係る正しい知識の普及を図る。あわせて抜去等の指導に努める。 ○令和5年度実績：86箇所（10,454本）でけしを抜去。	4月1日～6月30日	4月1日～6月30日
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6.26国際麻薬乱用撲滅デーを中心に薬物乱用防止啓発活動を重点的に行う。 (1)6・26ヤング街頭キャンペーン 県下6地区（徳島、阿波吉野川、阿南、海部、美馬、三好）で街頭キャンペーンを実施。 (2)地域団体キャンペーン 県内の薬局、学校、量販店等に対しポスターを掲示し、薬物乱用防止を呼び掛ける一声運動を実施。	6月26日前後 6月20日～7月19日	6月26日前後 6月20日～7月19日

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県保健福祉部薬務課（その2）	令和5年度実績	令和6年度予定
(3)「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金 職域組織、協力店舗等で募金活動を実施。募金は国連を通じて、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体の支援に充てられる。 ○令和5年度募金額：319,394円	6月20日～7月19日	6月20日～7月19日
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 麻薬・覚醒剤等の危害を広く県民に周知し、一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の乱用の根絶を図る。その一環で関係団体、小・中・高・大学等へポスターやリーフレットを配布する。	10月1日～11月30日	10月1日～11月30日
徳島県薬物乱用防止協議会及び地区協議会 徳島県薬物乱用防止協議会総会を開催し、県全体の活動方針を確認。その方針をふまえ、県下6地区の協議会総会で共有し、薬物乱用防止活動を推進する。 年間を通して協議会会員（薬物乱用防止指導員）による地域での薬物乱用防止活動を展開。 ○令和5年度活動回数：286回	5月～6月 通年	4月～5月 通年
各種啓発活動 (1)薬物乱用防止教室等の開催 関係機関と連携し、小・中・高等学校等において、薬物乱用防止教室を開催し、薬物に関する正しい知識の普及啓発に努める。 大学新入生に薬物乱用防止啓発資料を配付する。また、警察本部の協力を得て、運転免許センターにおいて、運転免許更新者等に対しても啓発資料を配付する。 一般の方に対しても、出前講座等の機会に、医薬品の適正使用等について、普及啓発に努める。	通年	通年

薬物乱用対策事業令和5年度実績及び令和6年度予定

徳島県保健福祉部薬務課（その3）	令和5年度実績	令和6年度予定
(2)薬物乱用防止啓発資材の作成・貸出等 「ヤクヤンナくん」を利用したクリアファイル、パンフレット等、対象に応じた啓発資材を配布する。また、講習会等で使用する啓発用DVDや薬物標本等を貸し出す。 徳島県YouTubeチャンネルに「『ヤクヤンナくん』の薬物乱用防止教室」を配信している。また、Web広告用の短時間啓発動画やSNSも活用。	通年	通年
麻薬業務所等に対する監視・指導 麻薬業務所等(病院、薬局等)への立入検査を行い、医療用麻薬等の適正な利用を監視指導し、麻薬等の不正ルートへの流出を防止する。また、四国厚生支局麻薬取締部とも合同で立入検査を行う。 ○令和5年度立入検査数：延べ184施設	通年	通年
危険ドラッグ対策等の推進 (1)条例に基づく知事指定薬物等の指定 「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき知事指定薬物を指定する。 ○令和5年度指定数：15物質 (2)関西広域連合における情報共有 関西広域連合広域医療局の担当県として、実務担当者研修会等を開催し、最近の薬物乱用の状況等についての情報を共有する。 (3)販売店舗への立入検査等 四国厚生支局麻薬取締部の立入検査へ協力する。	通年 3月22日 通年	通年 調整中 通年
各種相談窓口の周知の強化 相談窓口について、薬物乱用防止教室での周知や、啓発資材にも電話番号等を盛り込み、相談先を目にする機会を増やす。	通年	通年